



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
 代表者 代表取締役社長 尾上 広和
 本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
 コード番号 6457
 上場取引所 東証第一部
 決算期 3月
 問合せ先 経営企画部長 犬賀 昌人
 T E L (079) 297-3131

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定の一部を変更するものがあります。（現行定款第 28 条及び第 36 条）

なお、第 28 条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の責任免除） 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役 of 責任免除） 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役 of 責任免除） 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日
 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上